

基山町立保育所等基本設計業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

基山町 こども課 子育て支援係

受付日	受付番号	質問	回答
5月17日	1	建設場所の敷地図を配布頂けないでしょうか。 敷地図が頂けない場合、敷地のおよその形状は、「管理用道路道路図」の朱書きラインの範囲から「計画管理道路」と書かれた青線の部分を除く範囲と考えてよろしいでしょうか。	現在、敷地図の配布は考えていません。 敷地のおよその形状は、お見込の範囲で考えていただいてよいかと考えます。ただし、現況や測量等に応じて増減すること十分考慮したうえ、提案を行ってください。
	2	様式第3号、第6号において、構造（構造設計）についての記載は必要ないでしょうか。	必要ありません。
	3	工事監理業務は、実施設計者との随意契約でしょうか。もしくは入札でしょうか。	基山町立保育所等基本設計業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答（平成30年5月15日分）受付番号4の回答を参照してください。
	4	造成工事費は、建築予定金額（5億円程度）とは別途ととらえてよろしいでしょうか。	別途として考えています。
	5	[提出書類一覧 9番 滞納がないことの証明書について] 同資料8番の法人登記簿謄本については、申し込み前3ヶ月以内と記載がありますが、滞納がないことの証明書の発行期限はありますか。	申し込み前3ヶ月以内の証明書を提出ください。
	6	[様式4について] 「同種業務実績」の説明に「児童福祉施設（認可保育所等）」と記載があります。建築基準法上、「児童福祉施設等」には「老人福祉施設」も含まれますが、本プロポーザルでは「老人福祉施設」は「児童福祉施設等」に該当せず、「同種業務実績」とはならないのでしょうか。	本業務は、認可保育所等の基本設計業務のため、児童福祉法上の施設を想定しており、「老人福祉施設」は「同種業務実績」の対象としていません。
	7	[様式1及び様式5、] 様式1に「代表者」を記載する欄がありますが、「代表者」は様式5に記載する「総括責任者」のことを指しますか。もしくは、「代表者」と「総括責任者」は別の者としてよろしいですか。	様式第1号の「代表者」と「総括責任者」が同一である必要はありませんが、「総括責任者」は業務の監督をする方と考えています。
	8	[要項9頁11.(3)エ.出席者について] 上欄と合わせての質問です。 「代表者」と「総括責任者」を別の者として良い場合、二次審査出席者について、「応募事業者の代表者」とありますが、必ずしも「総括責任者」が審査に出席する必要はないのでしょうか。	プレゼンテーションの出席者は、応募事業者の代表者又は、協力予定者の出席とし、それ以外の方は、事前に申し出た方（5名以内）としています。代表者と総括責任者が別の方である場合、必ずしも総括責任者が出席する必要はありませんが、適切に説明及びヒアリングに回答できる方が出席してください。